

# 日EU経済連携協定の概要



平成29年11月

外務省

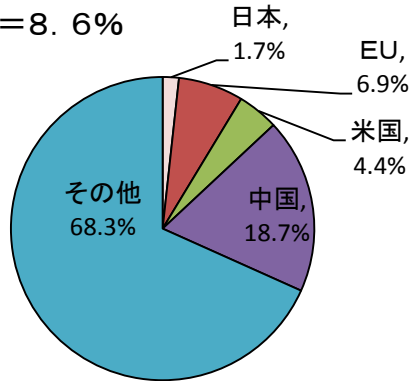


# 欧州連合(EU)とは

- 加盟国 : ドイツ, イギリス, フランス, イタリア, スペイン, オランダをはじめとする28か国
- 域内人口 : 5億1030万人 【日本: 1億2703万人】(2016年1月時点)
- 域内総生産 : 約2000兆円 【日本: 537兆円】(2016年)
- 一人当たりの域内総生産 : 393万円【日本: 423万円】(2016年)
- 特徴 : 加盟国はみな主権国家であるが, その主権の一部(共通通商政策等)を欧州連合の機関に譲ることにより, 共同体を形成している。

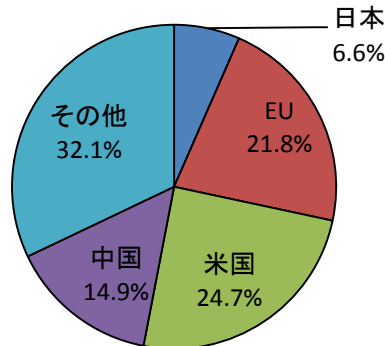
【人口(2015年)】

日本+EU=8.6%



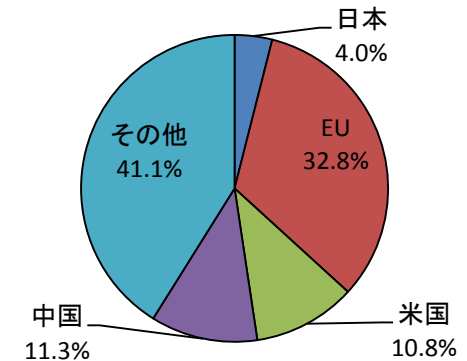
【GDP(2016年)】

日本+EU=28.4%



【貿易(輸出+輸入)(2016年)】

日本+EU=36.8%



|     | 人口<br>(2015年、百万人) | シェア (%) |
|-----|-------------------|---------|
| 日本  | 127               | 1.7%    |
| EU  | 510               | 6.9%    |
| 米国  | 321               | 4.4%    |
| 中国  | 1,371             | 18.7%   |
| その他 | 5,017             | 68.3%   |
| 世界計 | 7,347             | -       |

出典: World Bank, World Development Indicators, April 2017

|     | GDP<br>(2016年、10億ドル) | シェア (%) |
|-----|----------------------|---------|
| 日本  | 4,939                | 6.6%    |
| EU  | 16,408               | 21.8%   |
| 米国  | 18,569               | 24.7%   |
| 中国  | 11,218               | 14.9%   |
| その他 | 24,144               | 32.1%   |
| 世界計 | 75,278               | -       |

出典: IMF, World Economic Outlook Database, April 2017

|        | 貿易(輸出+輸入)<br>(2016年、10億ドル) | シェア (%) |
|--------|----------------------------|---------|
| 日本     | 1,267                      | 4.0%    |
| EU     | 10,517                     | 32.8%   |
| (内、域内) | 6,790                      | 21.2%   |
| 米国     | 3,476                      | 10.8%   |
| 中国     | 3,611                      | 11.3%   |
| その他    | 13,171                     | 41.1%   |
| 世界計    | 32,041                     | -       |

出典: IMF, Direction of Trade Statistics, April 24 2017



# 欧州連合(EU)とは



首脳レベルの最高協議機関

**欧州理事会**  
＜首脳級＞



トウスク欧州  
理事会議長  
(ポーランド出身)

＜共同決定機関＞

法案・予算・条約の承認権

**欧州議会**  
議員: 751名

欧州委員の任免権

タヤーニ欧州議会議長  
(イタリア出身)

議員の任期は5年、2019年6月末まで。  
議員は全加盟国における直接選挙(直近  
では2014年5月)で選出。

②意見の表明

③承認又は立場の伝達

法案・予算・条約の承認権

**EU理事会**  
＜閣僚級＞

欧州委員の提案権

各加盟国からの閣僚レベルの代表で構成。  
外相理事会、財務相理事会など。

①提案

③承認  
指示

①提案



**欧州委員会**  
＜執行機関＞  
欧州委員: 28名

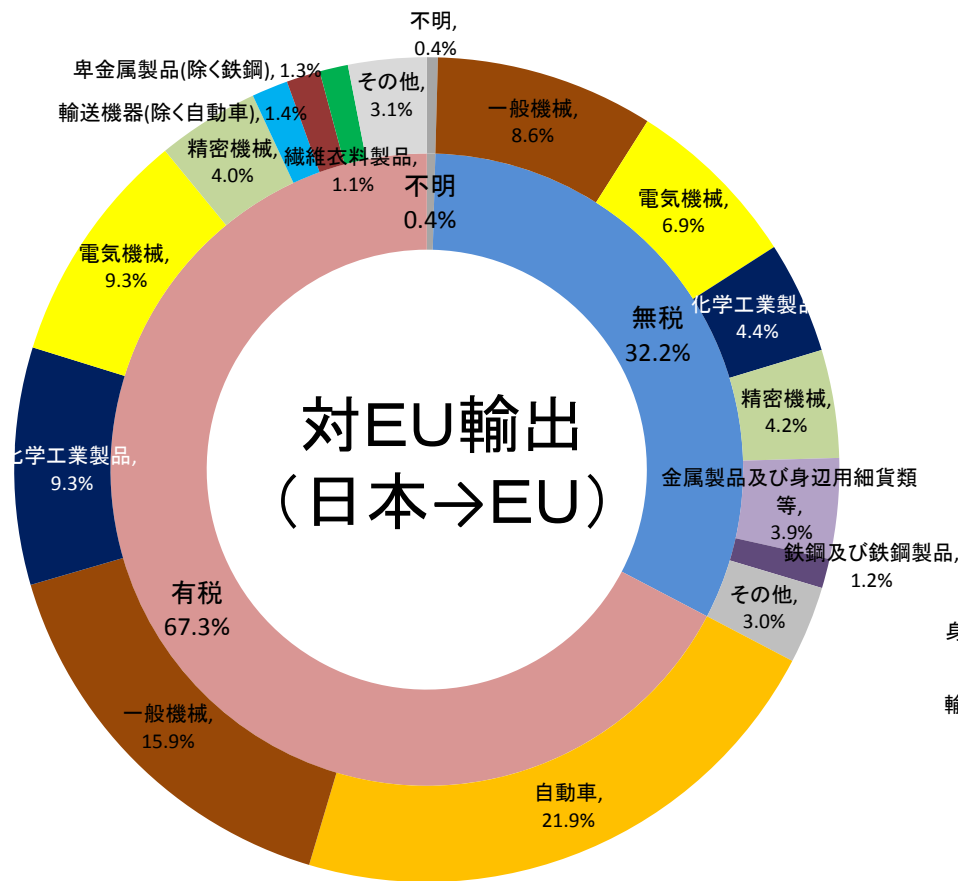


ユンカー欧州委員長  
(ルクセンブルク出身)

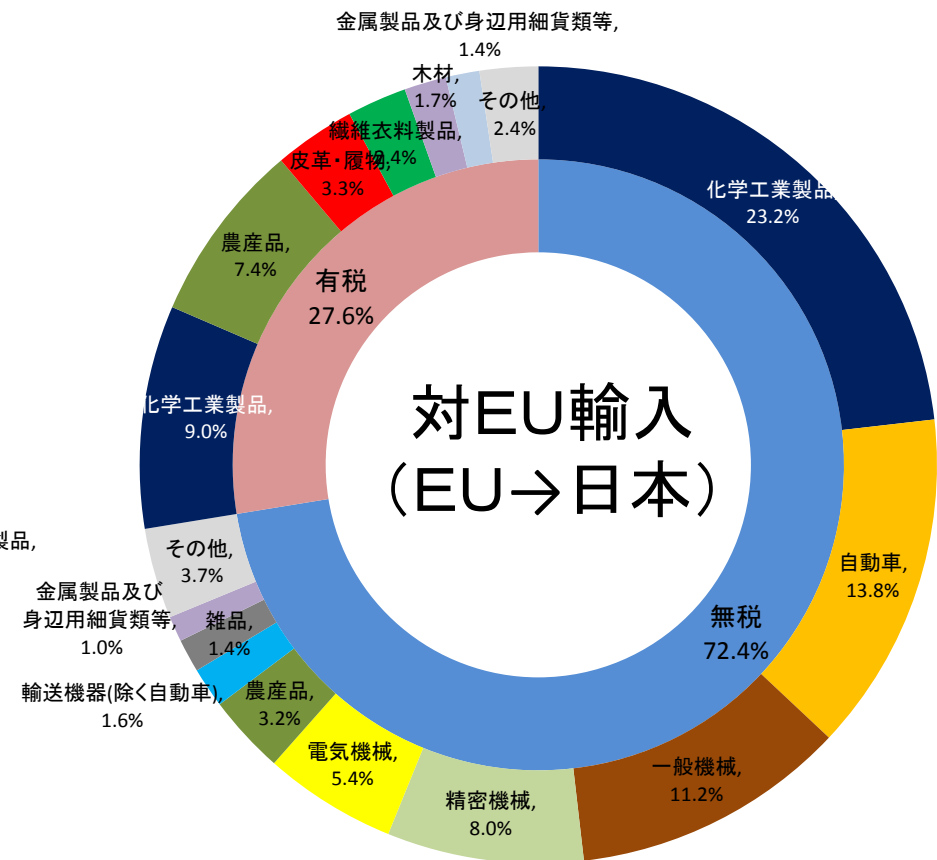




# 日本とEUの間の貿易構造(2016年)



貿易データ: GTA(8桁ベース)(2016年)  
関税データ: WTO-IDB(2016年)



貿易データ: 財務省貿易統計から経産省集計(2016年)  
関税データ: 実行関税率表(2016年4月)  
(関税割当等の内枠を有税とする)

(注)経済産業省作成資料。2ページ目とは統計データ等が異なるため、貿易量の数値は異なる。本頁の資料においては、対EU輸出は7兆9,626億円、対EU輸入は8兆785億円(2016年)。具体的には、通常の輸入品とは異なる特殊取扱品(再輸入品及び機用品)を本頁では除いている一方、2頁ではそれらを含めた総額を載せている。また、使用しているデータや商品分類も異なる。

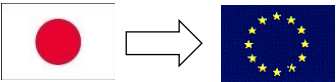
# 日EU・EPA（意義と概要）

## 1 意義

- 日EU・EPAは、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。（総理施政方針演説等）
- 本EPAは、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル。（知的財産、国有企業、規制協力等）
- 保護主義的な動きが広がる中、本EPAの大枠合意（7月）は、日本とEUが自由貿易の旗を高く掲げ続けるとの強い政治的意思を示したものであり、世界に対する強いメッセージとなった。

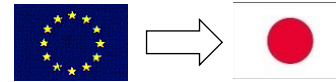
## 2 概要

### (1) 日本産品のEU市場へのアクセス(攻め)



- **工業製品**
  - ✓ 100%の関税撤廃を達成。
  - ✓ 乗用車（現行税率10%）：8年目に撤廃。
  - ✓ 自動車部品：貿易額で9割以上が即時撤廃。
- **農林水産品等**
  - ✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃（ほとんどが即時撤廃）。
  - ✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制（醸造方法・輸出証明）を撤廃。自由な流通が可能。
  - ✓ 農産品や酒類（日本酒等）に関する地理的表示（GI）の保護を確保。

### (2) EU産品の日本市場へのアクセス(守り)



- **農林水産品**
  - ✓ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。
  - ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
  - ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
  - ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。
- **工業製品**
  - ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等：即時撤廃。
  - ✓ 皮革・履物（現行税率最高30%）：11年目又は16年目に撤廃。

# 日EU・EPA（交渉分野）

## 交渉の全体像

以下の分野について、交渉妥結に向け交渉中。

### 総則

協定の実施・運用等に関するルール等、協定全体に関わる事項を規定

### 物品市場アクセス

物品貿易に関し、関税撤廃・削減等を規定

### 物品ルール

物品貿易に関し、内国民待遇等の基本的なルールを規定

### 非関税措置

貿易に影響を与え得る関税以外の措置を規定

### 原産地規則

関税撤廃・削減の対象となる原産品の要件、証明手続等を規定

### 貿易救済

輸入急増の場合等におけるセーフガード等を規定

### 税関・貿易円滑化

税関手続の透明性確保、簡素化等を規定

### 衛生植物検疫(SPS)措置

食品の安全、動植物の検疫・衛生に係る措置等のルールを規定

### 貿易の技術的障害(TBT)

製品の規格等が貿易の不必要な障害とならないためのルールを規定

### 投資

投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等を規定

### サービス

サービス貿易に関し、内国民待遇等とともに、個別分野に係るルールを規定

### 電子商取引

電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等を規定

### 政府調達(市場アクセス)

政府調達に関し、対象となる機関や物品・サービスの範囲等を規定

### 政府調達(鉄道)

鉄道分野の政府調達に関する市場アクセス等を規定

### 政府調達(規律)

政府調達に関し、内国民待遇等の原則、入札手続等を規定

### 知的財産(地理的表示除く)

特許権、商標権、意匠権、著作権等の保護及び権利行使等を規定

### 地理的表示

農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を規定

### 競争(反トラスト)

自由競争を阻害する独占や取引制限のほか、企業結合のルールを規定

### 競争(国有企業)

国有企業と民間企業の平等な競争条件を確保するためのルールを規定

### 競争(補助金)

補助金に関する通報や協議に関するルールを規定

### コーポレートガバナンス

株主の権利や取締役会の責任等、企業統治に係る基本原則を規定

### 貿易と持続可能な開発

貿易と持続可能な開発に関わる環境・労働に係る協力等を規定

### 中小企業

中小企業の活動に必要な情報提供等を規定

### 紛争解決

協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する手続を規定

### 透明性

協定の実施・運用等に関連する法令等の公表、パブリックコメントの実施等を規定

### 規制協力

規制の策定過程における情報交換、規制の透明性の向上等を規定

### 農業協力

農産品の輸出入等の促進、安全で良質な農産品の提供のための協力等を規定

### 最終規定

発効規定等を規定

注1 最終的な章立てを予断するものではない。

注2 各分野の内容は交渉次第であり、最終的な結果を予断するものではない。



# 日EU・EPA（物品貿易以外のポイント）

## □ サービス分野

越境形態によるサービスの提供に関し、内国民待遇等を与える。

## □ 投資分野

投資家の投資財産に関し、内国民待遇等を与える。

## □ 電子商取引分野

電子的な送信に対する関税賦課，ソースコード開示要求を禁止する。

## □ 国有企業

国有企業及び指定独占企業等は，物品・サービスを購入・販売するに当たり，商業的考慮に従って行動する。

## □ 知的財産分野

知的財産に関する制度の運用における透明化，十分かつ効果的な実体的権利保護を確保する。

## □ 政府調達分野

日本とEUの事業者の政府調達市場への参加を促進するため，日EU双方が市場アクセスを改善する。

日EUともに競争力を有する鉄道分野の政府調達についても，市場アクセス拡大のための措置を双方がとる。

## □ 規制協力

EPAの対象となる日EUそれぞれの規制について，規制措置案の事前公表，意見提出の機会の提供，事前・事後の影響評価，良き規制慣行に関する情報交換等を行う。

# 日EU・EPA（交渉の経緯）

